

**亀岡生き物大学特別講座
「タンポポ教室」**

と き 4月15日(土)
午前9時30分～正午(午前9時から受け付け開始)

と ころ 集合・解散場所：地球環境子ども村(宮前町)
観察場所：亀岡市内

対 象 どなたでも(ただし小・中学生は保護者の同伴が必要です)

内 容 講義やタンポポの観察を通して、亀岡市に咲くタンポポの種類や生態を学びます。希望者は、タンポポクラフト(ボトルフラワー作り)体験をしていただけます。

定 員 20人(先着順)

参加料 無料

※クラフト体験の希望者のみ、一つにつき200円(材料費)

持ち物 筆記用具、動きやすい服装

申し込み **問** 3月27日(月)から電話またはFAX、電子メールで①申込講座名②参加者全員の名前(お子さんは学年も)③電話番号④クラフト体験の希望の有無を記入の上、地球環境子ども村(土・日曜日、祝日休館)へ

※電子メールの場合は受け付け確認の返信をいたします。

TEL26-6100、FAX26-5002
電子メール
kodomomura@city.kameoka.lg.jp (市民力推進課)

文化資料館 むかしの道具・ためきの糸車 体験講座

と き 3月26日(日)
午前10時～午後4時

と ころ 文化資料館1階ロビー・3階研修室(古世町)

内 容 小学校への出前授業で好評の体験講座です。むかしの道具にさわったり、七輪で炭火をおこしたり、糸車を使つての糸つむぎなどの体験ができます。

対 象 どなたでも(親子参加大歓迎)

参加料 無料

申し込み 当日随時受け付け

問 文化資料館(月曜日休館)
TEL22-0599・25-5067
FAX25-6128(文化資料館)

平成29年度国民年金保険料学生納付特例制度のお知らせ

「国民年金保険料学生納付特例」は、所得の少ない学生の人々が、申請により保険料の納付が猶予される制度です。

申請方法	対 象	手続き方法	提出期限
はがき方式による申請	平成28年度学生納付特例承認者であつて、平成29年4月以降に卒業予定であることが日本年金機構で確認できている人	平成29年2月上旬までに承認された人には、はがき方式による申請書が日本年金機構から届きます。引き続き申請を希望する人は、必要事項を記入し、郵便ポストに投函してください。	なるべく4月中に提出してください。
従来どおりの申請書による申請	①平成28年度に学生納付特例を申請し、平成29年4月以降に卒業予定の学生であるが、はがきが届かない人 ②平成29年度に20歳になる学生	年金手帳、学生証(※)[コピー可]または在学証明書、認印をお持ちの上、市役所1階市民課国民年金係(4番窓口)へお越しください。 なお、20歳到達者には、20歳到達月に日本年金機構から申請書が届きます。 ※学生証は必ず表・裏をコピーしてください。	4月3日(月)～5月31日(水) 前年度承認者および新規に申請する人はなるべく期限内に申請してください。 20歳到達者は20歳の誕生日の前日から翌月末日までに申請してください。

※上記以外で過去2年以内の学生期間に未納期間がある人は、学生納付特例の申請が可能な場合があるため、市役所1階市民課国民年金係へ問い合わせてください。

※上記の提出期限を過ぎても受け付け可能ですが、未納にならないためにも提出期限内に申請してください。また、申請が遅れると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害について、障害基礎年金を受け取ることができない場合があります。

※前年に所得があつた人などは上記以外に添付書類が必要な場合があります。詳しくは市役所1階市民課国民年金係へ問い合わせてください。

学生納付特例制度の対象になる人

大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校に在学する20歳以上の学生など(一定の所得制限があります)。対象となる学校について、詳しくは問い合わせてください。

承認を受けると

- ・将来受け取る老齢基礎年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。ただし、保険料を追納することにより、年金額に反映させることができます。追納できるのは学生納付特例期間から10年以内です。
 - ・障害基礎年金または遺族基礎年金を受け取る際の受給資格期間に算入されます。
- ※障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取るためには一定の要件があります。

問 市役所1階市民課国民年金係(4番窓口) **TEL25-5020、FAX25-5021**

(市民課)

交通のルールとマナーを守り、交通事故を防止しましょう